

平成 21 年

第 5 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成21年 8 月19日 (水) 1 日間

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第5回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 8月19日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	8
会期を定めることについて	8
議案審議	9

宮古島市告示第62号

平成21年第5回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成21年8月12日

宮古島市長 下地敏彦

- 1 期 日 平成21年8月19日（水）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件  
平成21年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第62号	平成21年度宮古島市一般会計補正予算(第 4号)	市 長	平成21年 8月19日	平成21年 8月19日	原案可決

開会日（8月19日）に応招した議員

下地	智君	亀濱	玲子君
嘉手納	学	前川	尚
棚原	芳樹	新里	聰
砂川	明寛	上地	博
新城	啓世	下地	明
與那嶺	誓雄	平良	隆
友利	惠一	池間	雅昭
山里	雅彦	豊見山	恵栄
仲間	明典	富永	元順
佐久本	洋介	富浜	浩
眞榮城	徳彦	與那覇	夕ズ子
垣花	健志	下地	秀一
池間	健	池間	豊
上里	樹		

平成 21 年

# 第 5 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成21年 8 月19日 (水)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成21年第5回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成21年8月19日(水) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
" 第 2 会期を定めることについて  
" 第 3 議案第62号 平成21年度宮古島市一般会計補正予算(第4号) (市長提出)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成21年第5回宮古島市議会臨時会会期日程計画表（案）

平成21年8月19日（水）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
8月19日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日

平成21年第5回宮古島市議会臨時会会議録

平成21年8月19日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(27名)

(閉会=午後零時40分)

議長(4番)	下地智君	議員(15番)	亀濱玲子君
副議長(10〃)	嘉手納学〃	〃(16〃)	前川尚誼〃
議員(1〃)	棚原芳樹〃	〃(18〃)	新里聰〃
〃(2〃)	砂川明寛〃	〃(19〃)	上地博通〃
〃(3〃)	新城啓世〃	〃(20〃)	下地明〃
〃(5〃)	與那嶺誓雄〃	〃(21〃)	平良隆〃
〃(6〃)	友利惠一〃	〃(22〃)	池間雅昭〃
〃(7〃)	山里雅彦〃	〃(23〃)	豊見山恵栄〃
〃(8〃)	仲間明典〃	〃(24〃)	富永元順〃
〃(9〃)	佐久本洋介〃	〃(25〃)	富浜浩〃
〃(11〃)	眞榮城徳彦〃	〃(26〃)	與那覇夕ズ子〃
〃(12〃)	垣花健志〃	〃(27〃)	下地秀一〃
〃(13〃)	池間健榮〃	〃(28〃)	池間豊〃
〃(14〃)	上里樹〃		

◎欠席議員(1名)

議員(17番) 宮城英文君

◎説明員

市長	下地敏彦君	経済部長	平良哲則君
副市長	長濱政治〃	財政課長	伊川秀樹〃
企画政策部長	古堅宗和〃	監査委員代表監査委員	川満勇〃
総務部長	砂川正吉〃	監査委員事務局長	伊良部平師〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長 荷川取辰美君 議事係 仲間清人君  
 次長 奥平徳松〃 庶務係長 友利毅彦〃  
 補佐兼議事係長 前里安男〃

◎議長（下地 智君）

ただいまから平成21年第5回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（荷川取辰美君）

議長の命により、諸般の報告書を朗読いたします。

7月19日、下地地区与那覇の通称サニツ浜において開催された第19回サニツ浜カーニバルに参加し、あいさつを述べました。

7月20日、伊良部中央公民館において開催された伊良部商工会会長就任激励会で祝辞を述べました。

7月27日、JAおきなわ宮古地区本部において開催された宮古島市肉用牛（子牛）拠点産地認定生産者大会で祝辞を述べました。

7月28日、宮古島市総合体育館において第33回東平安名崎タートルマラソン大会総会が開催され、大会副会長を受諾しました。

7月30日、第27回宮古南静園納涼祭に参加しました。

8月1日、2日、東京都世田谷区馬事公苑において開催された第32回世田谷ふるさと区民まつりに参加し、交流を深めました。

同じく8月1日、第36回宮古体育大会の開会式が県立宮古総合実業高校体育館において開催され、嘉手納学副議長があいさつを述べました。

8月10日、庁舎6階会議室において開催された第20回宮古島100kmワイドーマラソン大会実行委員会総会に出席しました。

8月12日、下地敏彦市長から平成21年第5回臨時会の招集告示した旨、通知がありました。

また、同日、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

8月14日、全員協議会終了後、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日8月19日の1日とするのが適当であると決しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（下地 智君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において富永元順君と亀濱玲子君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日8月19日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日8月19日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第62号を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成21年第5回宮古島市議会臨時会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案の1件であります。

議案第62号、平成21年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。今回の補正は3,937万5,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ335億243万1,000円と定めてあります。これは、宮原地区ほ場整備工事に係る工事請負費であります。私は、宮原関連の問題については基本的には被害をこうむっている宮原地区の受益農家の方々をぜひとも早急に救済しなければならないと考えております。そのための方策として、3つの選択肢があると思います。1つは、当該業者に支払った工事金を回収して工事を行う。2つ目は、当該業者の負担で工事を行う。3つ目は、一般財源で予算を計上して工事を発注する。市は、これまで1つ目の方策である不当利得の返還請求や返還訴訟による工事金の回収措置を今のところ行っておりません。市がこれまで進めてきたことは、2つ目の当該業者の負担で工事を行わせる選択肢でありました。そして、業者と出来高を確認するなどの話し合いを持ち、また業者も工事を完成させたいとの意思が確認できたことから、平成21年5月18日に8月20日までの変更契約を締結し、早期の工事完成を目指しました。しかしながら、再三にわたり当該業者に工事に着手するよう申し入れましたが、実行する姿勢が見られないため同変更契約を8月7日付で解除する旨の通知を行いました。このままでは宮原地区のほ場整備が宙に浮いてしまい、受益農家に迷惑がかかることから、どうしてもそのことは避けなければならないと考えました。そのため最後の選択肢である3番目の一般財源による方策で工事を完成すべく今回補正予算を計上し、臨時会に提案をいたしました。なお、当該業者に対しては契約解除の通知と同時に、不当利得の返還を去る8月7日付で工事代金と工事金を支払った日からの利息分を加えた3,822万8,237円を納付書を添えて請求をいたしました。加えて法的措置もあわせて進めているところであり、ご理解を賜りたいと思います。

以上、今回提出しました議案についてご説明を申し上げます。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

◎新里 聰君

ただいま提案されました議案第62号について質疑を行います。

今回の補正は、3,937万5,000円を一般財源で補正して事業を執行しようというものであります。当局としては、市民にこれ以上の負担は求められないとしてこの事業を完了することも可能であります。しかしながら、地方自治の本旨、そういったものに基づく住民の福祉の増進を図るという基本に戻れば、当局が

単独事業であっても市民の理解を得てこの事業を執行したいという思いは十分理解できます。いわゆる今さっき受益農家の救済を早急にしたいという市長の説明についても理解するところがございませぬ。しかし、政治行政においては官僚だけで物事を処理するわけにはいかぬと思っております。市民に納得し得る客観的根拠を提示し、理解を求めなければなりません。そこで、当局は今回の補正を合わせれば市民の財産、いわゆる一般財源を1億995万9,000円当局の行政ミス、いわゆる不法行為によって支出することになります。つまり市民に与えた損害額であります。皆様もご存じであります、内訳を申し上げますと、国庫補助金返還、これが5,900万4,907円、それに伴う加算金1,157万9,355円、合計いたしますと7,058万4,262円。そして、今回の補正計上した3,937万5,000円を合計いたしますと1億995万9,262円となります。当局の事務執行能力の脆弱さが市民に莫大な損害を与えたこととなります。そこで、今回臨時会を招集して議会で予算を議決することにより住民の理解を得、受益農家のいわゆる便益解消、救済しようということですが、一般市民の立場で考えれば当局は市民が負担することとなるこの1億995万9,262円に対してどのような対応で臨むのか。その責任の所在が明確に示されなければ安易に認めるべきではないというのが一般市民の感覚であると思っております。そのことからすると、議会においても担保が示されなければ責任ある判断は下せません。市長は、どのような担保を提示し、議会の理解を得るかであります。つまりただ単に受益農家がかわいそうだと、救済しないといけないという感情論だけで議会に提案したのか。それとも市民に与えた損害額を回収するための方針が明確で、これが担保だと提示できるから提案したのか。今さっき業者に対しては不当利得の返還請求等を行ってないということであります。いわゆる補助金の不正受給の部分、このほうの担保はどうなっているのか説明を求めたいと思っております。

次に、代表監査委員に対してお伺いいたします。平成20年10月31日付で当局は地方自治法第243条の2第3項に基づいて監査請求してあります。これに対して監査委員は平成21年5月26日付で追加資料提出を求めております。しかし、当局から監査請求があつて10カ月、追加資料を求めてからも3カ月になりますが、賠償責任の有無及び賠償額を決定し、当局に答申したということは伺っておりませぬ。慎重な審議がなされていると思っておりますが、監査委員として決定できない理由があるのか。答申のめどはいつごろになるのか、いわゆる決定する時期はいつごろになるのか。監査請求を受理した時点から、この前の議会の答弁では平成20年の12月22日、10月31日に出されたけれども、12月の22日に受理したということですが、その当局から出された平成20年10月31日からの経過について説明を求めたいと思っております。

次に、この問題が発生した原因は職員のいわゆる問題に対する処理能力のなさが事件を大きくしたということは言うまでもありませんが、設計業者に対して契約約款を無視したわけですから、一定期間の停止、指名停止の措置だけでその責任は免れないのではないかというふうに思っております。つまり契約違反をしたのですから、何らかの法的措置がなされなければならないというふうに思っておりますけれども、当局のこの業者に対する、いわゆる設計業者に対する姿勢についてもお伺いをしたいと思っております。

まずは、そのことについて説明を求めてから次の質疑に入ります。

#### ◎市長（下地敏彦君）

これだけのことを起こした今回の責任はだれにあるのかというご質問であつたと思っております。市は、前政権の平成20年8月に未竣工工事があるということを知っていました。また、工事代金も一部未竣工ながら平成20年3月31日に工事代金1,513万2,200円を支払っています。その後、市は未執行分の工事残高を平

成20年9月下旬には確定いたしました。当該業者に対して返還請求を行っておりません。そればかりか、工事代金の回収策としての財産の差し押さえや不当利得の返還訴訟の訴えも行っておりません。また、平成20年12月18日には前政権の弁護士と相談し、変更契約を締結し、当該業者に工事を完成させたほうが有利であるとの指導を受けており、それに基づき準備を進めていました。平成21年1月25日に就任をいたしている私としましては、一連のこれらの経緯を踏まえ、宮原の受益農家が安心して農業を営んでもらうためには何よりも早期に工事を完成させることが先決であると考え、これまで当該業者と話し合いの経過を踏まえまして、ベストではないんですが、現実的なベターな選択であると考えて今対処しているところであります。このような状況に至ったことは、当然未竣工工事に工事代金を支払ったことに端を発しているわけでありますから、当時の関係者の責任は大変重いものがあるというふうに考えております。

◎副市長（長濱政治君）

この工事代金の回収担保ということだったと思いますが、市の当該業者に対する未執行工事代金に係る請求金額は3,822万8,237円で、その内訳は工事代金が3,538万3,950円と支払った日からの利息分284万4,287円です。市は、同業者が工事着手の見込みがないと判断し、8月7日付で契約解除通知書に納付書を添えて請求したのは先程申し上げたとおりでございますが、その代金の回収に当たってはまず契約解除に伴う違約金の3,539万円を現在市が保管していることから、これをまず……

（「300」の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

353万9,000円を現在市が保管していることから、これを充当することがまず1つでございます。あわせて、財産の差し押さえや不当利得の返還要求の訴訟等により全額回収に努めていきたいというふうに思っております。

それから、もう一点、指名停止以外にも何らかのペナルティーが必要じゃないかというふうなご質問だったと思いますが、指名停止は平成20年9月1日から平成21年2月28日、6カ月間でございまして、その後は、6カ月間のペナルティーを受けたわけですから、それはそれなりに営業もし、それから事業も経営しなければその会社自体の存続も危うくなるということでございます。しかしながら、現在行っている事業、この会社が行っている事業の様子も見ながらですね、指名については現在配慮しながらやっているということでございます。

◎監査委員代表監査委員（川満 勇君）

質問にありました平成20年10月31日付で市長から監査請求があったその後の監査の経緯についてのご質問だと理解しております。ご指摘ありました平成20年10月31日時点で市長から監査の請求がありましたが、この時点ではいわゆる補助金の返還ですね、がなされておりましたので、市の損害額が確定しておりませんでしたので、この10月31日付の文書は監査委員として受理はしておりません。そのことは、担当課の総務課と調整を見ております。その後、平成20年の12月22日付で、この時点では補助金の返還がなされて市の損害額も出ているというふうなことでですね、12月22日付で市長から出されたこの監査請求文書を監査委員は受理しております。市長からの監査請求の要旨はですね、宮原地区ほ場整備工事について平成15年度及び平成18年度事業の一部が未執行にもかかわらず、補助金の不正受給とともに工事代金が不正に支出されていること。さらに、未執行に係る工事費等の返還については請負業者へ返還を求めていく考

えであるが、なお市が負担しなければならない加算金等について職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めるとというのが市長からの監査請求の要旨でありました。しかしながら、その後そういう中でこの監査請求の要旨に沿って監査事務を進めてまいりましたが、市長部局からの資料等についてなお不明な点がありましたので、去る平成21年5月26日に宮原地区に係る加算金等の詳細な資料提供を市長に求めていたところでありまして、そのことについて昨日、8月17日ですね、市長からその資料の提出が私たちにありまして、市の損害額がこれまでの加算金に加えて補助金返還額を含めた額とする資料の提出がございました。そこで、職員の賠償責任に係る監査請求は市長が損害額を認定し、職員の特定を行った上で行うものと考えておりますが、当初の監査請求の要旨と違う内容になっております。いわゆるその損害額等がですね、かなり大幅に増えまして、そういうことになっておりますので、この市長からの提出文書についてさらに理由書等を求めた上でですね、今回出された市長からの書類に基づいて今後審査をしてまいりたいと、このように思います。繰り返しますが、市長からのこの文書はですね、きのう、8月17日付で来ておりますので、これからこの賠償責任、地方自治法に基づく賠償責任についてのさらに監査委員としての審査を進めてまいるということになります。

（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時30分）

再開いたします。

（再開＝午前10時31分）

◎新里 聰君

不当利得、要するに損害額の1億900万円余の件について、いわゆる不当利得をした業者については8月7日付で請求書を出されたということですから、業者に対する考え方についてはそのとおりで、その支払い等が滞った場合には法的手続も踏まえてやるという答弁だったかと思えます。

それで、残ったいわゆる補助金等の返還額、これについてどういう主張するのかということを実は質疑したわけで、この点については市長からの答弁はございませんでしたが、今代表監査委員から関連しておりますので、説明がございまして、そこで確認をしたいのは、いわゆる平成20年10月31日付で当局から監査委員にきた文書、これを正式に受理したのが平成20年の12月の22日、これ内容は同じ文書ですよ。いわゆる宮総総第527号を平成20年12月の22日に受理したと。私もここで確認したいというふうな形で思っていたんですが、この内容を見ると、市が負担しなければならない加算金等について職員の賠償責任の有無を監査委員に決定してくださいということであったかと思えます。ただ、当局としては加算金の1,100万円余りだけが損害ではなくて、いわゆる補助金、5,900万円余りですか、トータルで7,000万円余り、これが市の損害額であるわけですから、今きのう付で監査委員にきたという、いわゆる全額をもって市の損害だという認識で来ることについて私もそのことが一般論じゃないかなという形で考えます。そこで、再度その部分について当局の見解、そして監査委員の見解、これ見解が異なるとちょっと論議が進まないかと思うんですが、これあくまでも私的な考え方ですが、当局の求める損害額の総額は幾らで、そのうち最高責任者たる市長、特別職ですね。副市長、これについては地方自治法等見ますと民法上の判断だというこ

とであるわけですから、総額のうちの特別職が負担しなければならない、そのことについては幾らだと。残りの分について、いわゆる職員が賠償すべき額が幾らで、それを監査委員に職員個々の負担額は幾らだというものを求めるのがこの監査請求じゃないのかなと、私はそういう理解をしますけれども、このことについてですね、当局と監査委員側の両方の見解をお伺いしたいと思います。

◎議長（下地 智君）

副市長。

（「ちょっと休憩してください」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時35分）

再開いたします。

（再開＝午前10時36分）

◎副市長（長濱政治君）

損害額を今回7,000万円余りですね、それを一応出しました。その中身はですね、内訳を一応つくって、加算金と、それから国庫返還分ですね。その内訳と、さらにかかわった職員というふうな、その職員の氏名と職名、それから違法行為等の内容、そういったものを一応提出してあります。この個々人の負担分までについては、提出はしておりません。この件につきましては、監査委員のほうからも個々人の金額まで請求されているわけではございませんので、この損害額と、それから個々人の負担の割合については監査委員で審議して判断されるものというふうに理解しております。

◎監査委員代表監査委員（川満 勇君）

市長からは、賠償すべき損害額と賠償すべき対象の職員名が来ておりますので、これを受けてですね、これから私たちはさらに監査を進めてまいります。ただ、何しろきのう現在で市長からは賠償金額、あるいは賠償対象になるであろう職員名が来ておりますので、今現在ですね、いわゆるこれからその賠償額の適否、これが適正であるかどうかの監査、そしてその職員の皆さん方の責任等の度合い等について一人一人の賠償額を決めていくというふうなことでありますので、今日現在では職員一人一人の賠償額については出せない、まだ出ていないということでございます。これから進めていくということであります。

（議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時39分）

再開いたします。

（再開＝午前10時40分）

◎新里 聰君

今さっきの説明では、返還した総額、いわゆる当局が一般財源で支出した総額をもって損害額だという市長の認定のもとに監査委員にその監査請求が出されたということでもありますけども、監査委員で監査する対象というものは職員だけのものでもございまして、そうするとその総額の中に特別職が何%なら何%と

いう形で負担をすべきだと思うんですが、その部分は監査委員でできないわけですから、当局のほうにおいてその分差っ引いて残りの部分について監査委員に職員個々の負担額の決定を求めるような措置になるかというふうに思うんですけども、この辺の説明を再度お願いしたいというふうに思っております。

そして、監査委員に対してはきのう届いたことで、まだ始まったばかりだということではありますが、そのめどとして、当局に対して監査委員の意見としてこれを決定して出すその時期、このめどとしていつごろを予定されているのか、そういったもの。大まかでもよろしいですけども、例えば年明けて3月ごろまでには出せるのか、あるいはもっと急いで12月ごろまで出せるのか、そういったものについて、めどについてお伺いしたいと思います。

もう一つお聞きしたいのは、その選択肢、3つの中の3番目の選択肢を、一般財源をもって充てるという形で補正をお願いしているということでありましたんですが、その前段として不当利得を受けた業者に対して工事の設計変更協議、それを平成21年の5月18日に行って、いわゆる工期を平成21年8月20日までにするという形でやったけども、残念ながら施工してもらえなかったということがございました。これについてですね、その業者が、いわゆるその業者に対する経営状況だとか、責任能力だとか、そういったものの調査もなしに、ただ協議して相手業者が自分たちがやるというだけのものをもってそういった再契約を交わしたのかどうか。なぜそういうことを聞くかというところでですね、これまでずっと不祥事が起こってきたもの、それが安易に相手を信用するというのかな、いわゆるそれを客観的に裏づけるような資料を当局が取りそろえてやるという、そういった事業執行における念の入れようというのかな、そういうものが見当たらないんで、同じようなことをまたその5月18日にもやったのかなという、そういった不思議なものがあることを感ずるわけですから、そのときにおいてその業者に対するそういった責任能力とか、経営状況がどうなっているとか、そういった調査をされなかったのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

3回目ですので、質疑は終わりますけども、よろしく申し上げます。

#### ◎市長（下地敏彦君）

まず、前市長、副市長にはどんな感じでやるのかというお話でございます。昨年の12月の定例会におきまして、議員提出の補助金不正受給及び工事等に係る関係者からの返還請求を求める決議というふうなものを行っております。補助金返還に充当する補償額は、市長以下関係職員で負担することがこれで議決をされております。この議決を尊重いたしまして、監査委員による賠償額が確定次第、前市長、前副市長、それから関係職員に対し応分の負担を求めていきたいと考えております。

#### ◎副市長（長濱政治君）

事前に経営状況等の調査をしたかということだったと思いますが、通常工事を発注する際にはですね、入札登録名簿に登録された業者が対象になるということでございまして、その中で指名停止処分や倒産した業者は当然対象外ということになります。また、不渡りを出した業者につきましては内部調査を行いまして、その内容によって除外したり、入れたりということは行っております。そのような対象から除外されていない業者に対しまして工事を完成させる財力があるか、人や機材は確保されているか、預金残高は大丈夫かなどの調査は通常行いません。ましてや工事の完成を求めるため、土地、建物、預金等を差し押さえる等の行為は行わないのが普通だと思っております。

#### ◎監査委員代表監査委員（川満 勇君）

これまでのですね、市長からの監査請求に対して市長部局とのいろんな調整と申しますか、資料の提出、検討等が遅れておりましたね、そして今回きのう受けました文書、書類についてもですね、先程申し上げましたとおり、この受けました書類についての、特に賠償金額等についてのですね、変更の理由等についてさらに市長部局と意見交換、調整しなきゃならないというふうな事情等もあります。ただ、遅れているというふうな認識はかなり持っておりますのでですね、この監査については早急に進めなきゃならないというふうな認識を強く持っておりますので、これを早急に監査して市長に提出したいと。ただ、今ですね、いつまでというふうな時期の明示はちょっと難しい状況であります。ただ、繰り返しますが、急いで、早急にですね、監査してこの問題は処理しなきゃならないというふうな認識でございます。

#### ◎亀濱玲子君

質疑をさせていただきます。

市民にわかりやすいようにということで私もちょっと質問いたしますけれども、前市政の何か監査請求の話に話がっておりますけれども、今度の補正に上がっているのを少し整理をして質問いたします。まずですね、今市長はこの説明、議案の説明のときにもおっしゃいましたけど、1月25日に就任した市長、私がということでこの選択をいたしましたということで、当該業者に請け負って工事を進めるということがベターであろうという選択をしたという。行政主体は、既に新しい当局、執行部に移ってこの提案がされているわけです。ですから、今度の補正に上がることについての問題点は整理して考えるべきだろうと思うんですが、なぜできなかったのかということをごきちっと説明していただきたい。この業者を選択して工事を請け負うべきであるということがベターであるという選択を現市長はされたわけですね。それがなぜできなかったのかということをごわかりやすく説明していただきたい。そして、平成21年度の5月18日で契約を締結した、それについては話し合いを行い、その経緯を踏まえてこの業者が適当であろう、この選択肢がふさわしいということをご市長はなされているわけです。それにおいて8月7日に契約を解除すべきという判断をされておりますから、その間にどういう行政指導されてきたのかということについて具体的にお答えいただきたい。3点ですね。市長は、なぜこの選択がベターであるというふうにご判断されたかというのが1点。2点目には、なぜこれが履行できなかったかという原因を当局はどのように分析しているのか、これをきちっと説明していただきたい。3点目は、5月18日から8月7日の契約解除の判断までどういう具体的な行政指導されたかということは、行政主体は現執行部です。この行政主体、責任の主体においてこのことはきちっと市民に説明をされるべきだと思います。お答えいただきたいと思います。

#### ◎市長（下地敏彦君）

まず、1点目のなぜこの業者を選定したのかという話でございます。これまでもこの工事に係る経緯というものを説明をいたしました。担当している業者にさせたほうがいいのか、それとも回収してやらせたほうがいいのか、それともまた別の手だてをするのか、いろいろ考えました。でも、一番基本的に考えなければならないのは、やはり受益農家が困らないようにするためにはなるべく早く工事を再開し、なるべく早く工事を終わらせなければならないということでもあります。ならば、それは今やって現に工事を受けている人にやらせると。そして、当該業者もやると再三確認をしてやりますと言っているわけですから、そのほうがベターであろうと。そのほうが新たな今補正に出すようなことをしなくてですね、市の負担もなくて済むということをご総合的に判断をして一応そういうふうにご決定をしたわけでもあります。

その他については、副市長からお答えをさせます。

◎副市長（長濱政治君）

この工事発注から契約の解除に至るまでの指導の経緯ということだったと思います。5月18日に変更契約を締結いたしまして、その際に準備期間、資材等の発注を含む準備期間をおおむね6月20日ごろまでに済ませるように指導いたしております。それから、6月11日に資材代理店が第1回見積書を提出しております。それから、市側として7月1日に事前測量の写真を確認、給水栓ブロックの位置や縦断測量の確認をしております、現場ですね。それから、7月2日、資材の一部の検収、曲管といいますけども、ちょっとパイプの検収をしております。そして、スラストブロックを早期に製作するようまた指示を出しております。7月3日、第2回の見積書提出。その業者とですね、資材業者が納入価格について双方で合意をしたと。それから、同じく7月3日に工事打ち合わせですね。業者のほうで地主へここにこういうものをつくりますよ、ここにこういうものをつくりますよということで位置の確認をしましたが、給水栓ボックス位置の変更要望があるために変更を指示したと。7月7日、代表者から工事着手が遅れている理由、今後のスケジュール等を聞き取っております。その際、業者のほうとしては沖縄本島で別の工事を施工していると、もうちょっと待ってくれというふうな話が出ております。7月10日ごろその資材代理店に代表者からちょっと高いと、値引きしてくれというふうな話が出たというふうなことを聞いております。そうしていろいろ指導してきたんですが、なかなか工事に着手、具体的にしていけないということから、7月27日に今月末までの工事着手がなされない場合は8月20日までの完成は見込めないと判断して業者のほうに7月末までに必ず入りなさいと、そうしなければ契約を解除いたしますというふうな話をしております。そういうことで、こういったことをやってきたんですが、残念ながらその工事着手に至らなかったということで契約の解除ということにしております。

◎亀濱玲子君

再質問をさせていただきます。

今指導の経緯を副市長のほうがお話しいただきましたけれども、質問いたしましたなぜそれができなかったのかという原因の解明は当局はどのようになされていますか。原因については、どういうふうに分析されているのかということと、市長は本当にそうだと思うんです。一日でも早い受益者農家への救済をという思いでそれをされたということについては本当にそうだと思うんですが、ではその判断はどうであったかという市長の責任においてということについては、改めてそのときの判断は正しかったかということについては市長ご自身からお答えいただきたいと思います。2点です。

◎市長（下地敏彦君）

先程からこれまでの、平成15年度からの事業の経緯もお話をいたしました。そして、どうしても早くやらなきゃならないと。選択肢は3つしかない。そのうち業者がやらないというふうなのが見えてきたと。ならば、それはもう最後の手段は補正しかないだろうというふうなことで、私の責任において判断をいたしております。

◎副市長（長濱政治君）

なぜその工事が着手されずに終わったのかということにつきまして原因は何かということをございますけども、一概に私がここで原因がこうである、こうであるということとはなかなか申し上げるにはちょっと

いかないと思います。この経営状況がどうであったのか、それからそういう意思が最初からなかったのか、その辺のことを具体的に本人からお聞きしているわけではございません。こちらとしては、あくまでも契約にのっとった工事期間中にぜひ工事を終わらせてほしいということを当該業者に申し上げてきたわけでございます。

#### ◎亀濱玲子君

一日でも早く受益者農家に工事をしてスムーズに農業していただくというのが目的です。ですから、当然この補正もあることなんですけど、今副市長の答弁で少し腑に落ちないんですけど、この指導の経緯というものをされてきていて今の答弁は少しよくわからないんですけど、であるならば最初からやる力がなかったのか、よくわからないということ自体が私は答弁としていかなものかと思うんですけど、それであるならばもっと早くにこれがスムーズにいくことができる業者なのかどうかというのの判断はできるべきであったのかというふうに思うんですけど、そのあたりの経緯を不安を持たないでずっとその指導は十分できるとして指導を続けたのではないんですか。その点はどうですか。

#### ◎副市長（長濱政治君）

現場はですね、目印とかを打って、表示していつでも現場入れる状態にあったわけなんです。ですから、この業者が着手すればもうすぐいつでも入れるような状態までに持ってきてあったわけなんです。ですから、当然やるものというふうに思っただけなんです。そして、再三やっただきというふうなことをやってきたわけであって、最初からこの業者が能力あるとか、ないとかというふうな問題ではないと思っております。

#### ◎池間健榮君

市長ですね、この宮古毎日新聞の報道に再契約は適切だったと。今答弁されているように、ベストではないんですけども、ベターと。これが一日も早く農家のためにこれがベターの方法だったと。結果としてこういう状態に、契約不履行に陥ったと。先程の新里聡議員にも答弁されたように、あの7,000万円余りの補助金返還もこれから監査委員に審議してもらおうと。万一新たに生じる施工業者からの3,800万円余りが回収できない場合においては、これも不当利得返還請求訴訟の提起をこれから検討してまいる。そうしますと、仮にその不当利得状態の3,800万円余りを加えるとですね、1億円余りじゃなくて1億4,000万円余り、約1億5,000万円までも市民が負担することになるんですよ。そして、今答弁を聞いていますとですね、当時の7,000万円余りの返還請求、いわゆる法律にのっとって義務費ですから、とりあえず市が立てかえておくという形で当時の21世紀新風会が、私は除名されたから、当時はこの場にはいませんでしたけれども、議会の権威を持って市長以下関係する職員でこの7,000万円余りは全額負担するような決議がされております。私は、大事なことだと思っております。そして、今の答弁をお聞きしますと、平成20年11月18日の臨時会、平成20年の12月8日から19日の12月定例会、市長がおやめになる、前市長ですよ。伊志嶺亮前市長がおやめになるこのときの議論に戻っているんですよ。すべてこれからやりますという話なんですよ。そして、今答弁をしていますけども、この議事録に前おやめになった市政が言っていることと市長が今答弁していることがちょっと食い違っているんで、そこを確認をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目にですね、当時の政権はですね、補助金適正化法により、法違反により施工業者、コンサル業者からも返還を命じる、これは不正受給してある分ですね。ある意味で業者も取ってありますから。

また、加算金、つまり罰金のことですが、法定率は業者に対しては5分と言われております。行政の場合は10.95%となっております。そして、先程業者には何にも言っていないと言っているんですけども、この議事録に対しては、議事録は業者に対しては9月16日付で確約書もとってあります。法に従ってきちり処理していきたい。要するに補助金返還の額が決定した場合においては、加算金も含めて不正に受給している未執行部分の3,800万円余りは確約書もとってきれいに払うという約束がされているわけですね。なぜ今になって業者に対してその業者にさせたほうがいいなんていう話は、それはいいですよ。指名停止食らった期間が過ぎればもとに戻りますから、いいんですけども、普通ならこの法にのっとってやれば市に今その3,800万円余りはあるはずなんです。そこで、お尋ねをしますけれども、法に従って不正受給した補助金、加算金はこの議事録にあるように処理されたのか。処理してあるのか。じゃ、これ議会に対してうそをついたのか、当時。この点についてお尋ねをいたします。そして、その当時条例に基づいてパイナガマ工事代金が宮古島の債権として624万円余り創出されています。そうであれば、この624万円余りは現在市が保管されているのか、この点についてお尋ねをいたします。

次に、平成20年12月11日、施工業者に対して、コンサル業者も含めて宮古島市建設工事指名業者選定委員会要綱に基づく、第13条です。指名停止が行われております。そして、この指名停止の理由が法令に違反があります。何の法令に違反したから指名停止したのか、この法令を教えてください。そして、指名停止期間が平成20年9月1日にさかのぼっております。法令というのは、我々は一般的に施行の日から始まると思います。俗に言う我々は、この法令の不遡及、遡及の原則、要するにさかのぼってはいけないということを認識しております。ただ、この要綱というのは法令じゃありませんので、市長の裁量等によってできますから、別段これは法令違反でも何でもないと思うんですけども、しかし国、県においては審査の日からとありますのでね、本当にさかのぼって国、県もこういうことをやっているのか、このことについてもお尋ねをいたします。

まず、この点についてからお尋ねをいたします。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時08分）

再開いたします。

（再開＝午前11時22分）

◎市長（下地敏彦君）

お答えをいたします。

この宮原の問題で当時議会と当局、非常に紛糾をいたしました。結局それが原因となって私が就任したのが1月の25日でございます。それで、ちょっと当時の記録を調べてみました。この宮原の問題について私が報告を受けたのが就任して5日目の1月の29日でありました。当時いろんな問題を引き継いでおりましたので、詳細については受けておりませんでしたけれども、全体の流れの中でこういうふうになっているよという報告を受けておまして、その流れを受けてどういう方向がいいのかという判断をいたしましたというふうに覚えております。

## ◎副市長（長濱政治君）

620万円余のいわゆるパイナガマの工事の残金分でございますが、当時2,000万円余りの工事金がございます、そのうち資材に1,400万円余り当時支払われておまして、600万円余残っております。これは、押さえてございましたけども、5月18日の契約の際にいわゆる保証金としてその600万円余のうち350万円余りは一応確保いたしまして、残りの残分につきましては業者のほうに返還しております。

それから、法令に違反し、法令名というふうな話でございましたけども、そのいわゆる法令というものにつきまして一応調べてみました。1つには、いわゆる建設業法、この業者が違反したと思われるものは建設業法の第18条、請負契約の当事者は、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないということで、この方は契約の一応不履行ということでございますので、建設業法ということと、それから不当利得でございますので、不当利得につきましては民法の第415条、債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができるということになっております。

それから、もう一つ、指名停止のあり方として、さかのぼって国、県はやっているのかということでございますけども、国のほうは確認はしておりませんが、県のほうで私ちょうど宮古支庁長時代にこの件の指名停止にかかわっております。その資料をもう一度取り寄せましたけども、指名停止の通知の日からということになっております。

## ◎池間健榮君

市長ですね、当然私ども市長を選挙協力して、市長に頑張ってもらいたいということで。私はですね、この前市政、これは再三にわたってですね、当時の市長、おやめになった市長は補助金についても事業者の資金を回収して当たりたいと何度も繰り返して、市民に負担かけないということで常に議会には報告していたんですね。しかし、なぜか知らないんですけども、市長に今報告、詳細については、こういうことを言ったらまずいんですけどもね、副市長がまだ不在でしたからとか、新しい市長の人事異動も含めてまだできないという、そういったことを加味してもですね、再契約が5月ですから、その間もう一度私は精査すべき必要だと思ったんですね。我々政治研究クラブが調査した結果はですね、本会議にはしっかりと市民に負担をかけないようにね、今一般財源で3,900万円余りの補正されていますけども、当時同じ議論をしているわけですよ。とにかく税金のお金、負担かけたくない。そして、議会にはそう答弁しながら、裏でですね、平成20年12月18日には、先程答弁言われたように、前政権の顧問弁護士さんの意見書をとっているんですよ。その意見書の中身と申しますとね、工事業者、現場技術受託者は一概に不当利得には当たらないと。市が設計図書を提供すれば工事を完成させる意思があったと思われる。業者及び受託者が返還請求に対して、市からの返還請求ですよ。業者に。要するに訴えれば、訴訟を起こせば市が不利になるから、竣工届も市からお願いされたから、提出されたわけだから。相手を訴えるなど調整しながらですよ、本会議、我々議会、市民に対してはこの業者から全部金を取る、取ると言っているんですよ。この政策協定会議が1月26日、出張復命書にあるようにね、その顧問弁護士さんは、あ、よかったと。引き続きこの業者にさせなさい。新しい市長の判断を待ちたいなんていうこと書いてあるわけですよ。しかし、今指名停止の法令違反というのは、まずその先に補助金適正化法違反によってそれに加担した業者であるということがまず1点目ですね。そして、建設業法という、地方自治法というすべての契約の履行がされ

ていないということで、これ違反して指名停止されているわけですよね。なぜ指名停止期間中に議会には補助金は業者から取りますと。しかし、裏ではこの業者に訴えられたら市が不利になるから、法令はもう無視してですね、こういうことを当時市長は報告を受けてですね、この業者がベターである、ベストでないけれどもという判断をですね、されたかどうか。これが加味されてこの3つの選択肢だったのかですね。もう8カ月も前のことですから、6カ月。思い出せる範囲でね、これだけのことも報告を受けてね、判断されたのか、このことを市長には答弁していただきたい。

もう一点はね、副市長にはですね、建設業法、このことのほかに今ですね、要するに建設業法でいうそのほかに法律があるんですよ。公共工事の前払金保証事業に関する法律というのがありますね。契約を履行しなかった場合のこの法的措置は、処分はどうなっているのか。これもこの12月議事録に載っております。要するにこの公共工事の前払金保証事業に関する法律においては、請負業者が契約を履行しない場合は前金払いをしている保証事業株式会社、前金業者が払っている場合は全部それを確保するとかね、昔の法律改正前は工事完成保証人がありましたから、かわって保証協会が工事を履行するように契約を解除してですよ、なっておりますよ。そうであれば、私はこれは契約解除であったと。ここで法律論を議論するわけじゃないですけども、この法律を適用した場合にはね、1年前のあの履行しなかった契約書というのは無効じゃないですかという見解なんです。この公共工事の前払金保証事業に関する法律についてね、履行しなかった場合について多分調べるとあると思うんでね、このことについてもあわせて説明をお願いします。

#### ◎市長（下地敏彦君）

今考えてみれば、当時はもうこの問題で議会も、それから行政の執行部も本当にいろいろとやりとりをされているというふうなのは議事録等を見ればわかるというふうなことで読んでみました。当時、先程副市長からもありましたように、パイナガマの工事に関連して2,000万円余のお金を確保できたんじゃないかと、押さえられたんじゃないかという話なんです。今になってみれば、なぜあのとき押さえなかったんだろうねというふうに思います。押さえないでそれを支払っているという行政行為というのは、それは行政行為としては余りいい行為ではないというふうに思っております。600万円余残し、そしてこの保証として600万円余取れないかという話もありますが、これはまた法律で300万円余しか取れないと。ならば、それ以外は返していただけないということで、非常に考えてみれば理不尽だなというふうな行為がされていたというふうには思っております。ただ、私としてはそういうのは一応話し合いを受けました。そして、一連の流れから前政権の弁護士の見解というふうなものも尊重して、当時私どもには顧問の弁護士というふうなのがおりませんでしたので、これまでの経緯上、前政権の弁護士の意見を聞きながらやってまいっているわけなんです。今回新しくご承認をいただいて顧問弁護士というふうなものを選定をさせていただきました。それに基づきまして加算金、保証金の問題等についても改めて論議をして、やっぱりこれはみんな取るべきだというふうに相談を、そういうふうなある意味では弁護士としての見解を示していただいているわけですから、それはそれで今後はしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。返す返すも行政の処理として適正な処理がなされていなかったというのは非常に残念であるというふうに思っております。

#### ◎副市長（長濱政治君）

1年前の工事は無効ではなかったかというふうなことだったと思いますけども、1年前はいわゆる業者を選定し、それからその入札を行い、そこで落札業者と契約を結んだということで、一応手順ののっとった法律行為を行いまして、契約していると。その時点では、当然有効なものだというふうに思っております。それで、こういった不当利得等があってその1年前の契約は無効じゃないかという話になるのではないかというふうな話ですけども、1つにはこれ追加工事が後から出ておりまして、その前払い金を支払った工事の分につきましては、一応工事は完成を見ているということになりますので、さかのぼって1年前のこの工事そのものが無効だということにはならないというふうに理解しております。

#### ◎池間健榮君

市長ですね、大変厳しい判断だと思って、結果としてね、こうなったわけですけども、私はしっかりと副市長を誕生させて、新しい政策調整会議において、そして新しい副市長の建設工事指名業者選定委員会のもとで5月の契約については、今指摘されているように、やはり通常の場合であれば何もこれは審査する必要はないかもしれないですけども、こういったパイナガマの問題も含めて厳しい状況の場合においてはね、やはり新しい布陣でね、新しい政権のスタッフで私はこの再契約においてはね、法令、いろんなことからもう一度精査をして変更契約をやっておけば今こういう事態は起こらなかったと私は思います。さらにですね、私が副市長、申し上げているのは、この公共工事の前払金保証制度というのはですね、やはり工事を完成させない、履行しない場合においては契約解除なんですよ。契約解除。当然変更契約の約3,800万円、それ以前は有効かもしれないですけども、2回目の変更契約はね、あの約3,800万円の部分については履行していないわけだから、そのために法令違反として指名停止しているわけだから、そのことについては一概にですよ、今この場で別に法令違反、法令違反じゃないと議論するつもりはないですけども、社会通念上、一般常識で考えればこの前払金保証制度に加味すれば私は一たん白紙に戻すべきじゃないかと。やってある分については、当然金は払ってあるわけですから、そういうことも次の課題として取り組んでいただきたいと思います。

あとですね、最後になりますけれども、私は去年の12月、前市長がおやめになった当時これだけの議論をして、本当に前市長は、伊志嶺亮前市長はおやめになったんですよ。そうであれば、私は今度また新たに3,900万円余り本当に農家のためと思えば、それは予算認めないといけないかもしれませんが、当時の新風会のあの7,000万円余りの、当時新里聡会長が提出者としてね、全額7,000万円余り負担すべきだという議会の議決の重み、決議をもって通してあるんですね。そして、今度の新しい弁護士がまさにそれを踏襲するかのように法を守るべき弁護士は市の責任で、これは補助金返還されていますので、7,000万円余りきっちり民法による特別職、自治法に基づく、国家賠償法に基づく残りについては職員で全額負担しなさいと。これを市の監査委員に諮問したということですからね、私は当然だと思いますよ。議会が顧問料をカットした弁護士、片方で法律論は抜きにして、ただこの業者から訴えられるだろう、市がおかしいからという形で。この人に仕事をさせなさいということをやりながら、本会議においてはこの業者からすべて金は取ります、取ります、催告書も出してあります、どうのこうのということね、議会に答弁されて、結果としてあの業者に全く何も処置されていないわけですね。どうぞもう一度当時の担当含めてね、しっかりと精査をして、話を聞くと、資産も全部もう名義変更してあるということも聞いていますのでね、本当に金が取れるのか取れないのかも含めて、約1億5,000万円も、野原学童線も含めてそういった厳し

いほかの予算に使えるようなね、そういったことでありますから、市民が納得した上ですから、この補正予算というのは我々も厳しい状況でありますから、市長、しっかりと後々残らないようにこれからも引き続き精査をして、しっかりと解決していただくようお願いしてね、私の質疑を終わります。

#### ◎池間雅昭君

このたびの一般会計補正予算について二、三点ほど確認をしたいと思います。

これまでの議会におきましても、この宮原地区ほ場整備工事の問題については本当にもううんざりするほど論議しております。それで、これで一番問題になるのはですね、この事業で問題なのは市民の税金、いわゆる一般財源を使って補助金を返還したり、あるいは事業を展開したりするんだけど、この金はだれが責任持つんですかというのが市民の特に大きな関心事と思うんですね。ですから、補助金適正化法違反ということと抵触したということで7,000万円余りの市民の税金を国に返還しますと。これについても我々議会は附帯決議ではあるんだけど、この7,000万円余りについてはすべて市長含めて副市長、そして関係職員で損害賠償をすべきだというふうなことで決議をしております。これについては、先程市長がこの議会の議決を尊重してそのとおりにやりますと、監査委員にそのとおりにやっておりますということですので、私は一定の議会としてのですね、意思というものは市長がそういうふうに取り上げていただくということで、ある意味では通っていただいたなと感謝をしております。

ただ、問題はですね、今回の場合、いわゆる約4,000万円の一般財源を事業費に充てるんだけど、これははっきり言って単独事業になってしまったわけですね。私は、この事業についてはですね、どうしても行政側の責任と業者側の責任というのは許せないんですね、はっきり言って。私は、共同謀議だと思っています。お互いに共謀して国の補助金をとって、行政が業者に不当に、不正に金を支払う。業者は、金をもらうというふうな構図でありますから、一番私が不思議に思うのは、果たしてこの行政側がですね、業者に対して不当利得として訴えを提起できるのかどうか。今さっきの池間健榮議員のお話にもありましたように、前の顧問弁護士、先生の話では業者を訴えたら、かえって市が不利益をこうむりますよというような見解を示しているわけですから、はっきりですね、この業者に対して3,800万円余り、約3,900万円のお金については不当利得として損害賠償請求できるかどうかですね。これ新しい弁護士さんもお話をお聞きしていると思いますから、これについてもはっきりとご答弁をお願いしたいと。

それとね、一番気にかかることは、実は野原学童工事の賠償金の問題ですけどもね、いわゆる裁判所から差し押さえされているから、工事差し押さえされているから、これについては今支払いはやめなさいよというふうな通達を職員が見逃して、その結果として業者に払いました。裁判をされて負けました。市は、この1,230万円余りのお金を債権者に払ってあります。それで、市としてはその業者に対して支払い請求、損害賠償請求したんだけど、この業者は資産も何もないもんだから、取れないんですね。これがずっと今まで続いているんです。今回のこの宮原地区ほ場整備工事に係る関係業者については、これが担保できるかどうかということなんですよ、一番の心配事は。裁判に勝っても取れないという自体が、その賠償金が取れないという自体が起こりはしないかということが非常に心配なんですね。ですから、これについてもぜひとも市長のご見解というのを賜りたい。私は、やはりこれらの一連の問題は、今市長がおっしゃいましたように、市民の負担をなくすということで7,000万円余り全額損害賠償を請求すると。ですから、今回の事業についてもやはり何らかのですね、行政側にも、そして未執行業者についてもこれ責任はある

と思うんですね。これについてもご見解をお願いしたい。

それともう一点、あの指名停止の問題です。副市長から普通は通知をした業者さんにしてやるというふうなお話をお伺いしました。ところが、この場合、12月11日付で業者に通知をしていながら、指名停止をさかのぼって9月1日から2月28日までの6カ月間というふうなことでありますね。そしてね、私がどうしても考えられないことは、指名停止期間中の1月23日に政策調整会議においてですよ、この業者と変更契約を結んだほうがいいと。それも担当弁護士の意見も付してですよ。そういうふうな会議をもってそれを決めたと。私はですね、本当にここに市民をも、議会をも愚弄するようなものがですね、如実にあらわれているんじゃないかと思うんです。自分で決めて、さかのぼって、それでさえも、まだ停止期間中の業者をですよ、この人と再契約を結んだほうがいいという、そういう見解が出せる行政行為なんて市長、正しいんでしょうかね。私は、本来ならば12月11日から起算をして少なくとも6月の10日までは指名停止期間であるべきと思いますし、もしそうであれば私は市長がですね、その業者と5月18日に変更契約を結ぶということがあり得ないと思うんですね。適正に指名停止期間を処理しておけば5月18日の変更契約があり得ないと私は思うんです。それについての市長のご見解も賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ◎市長（下地敏彦君）

指名停止処分というのが平成20年の9月1日から平成21年の2月の28日までの6カ月間で、市が発注するすべての工事が対象となっていました。そういう中において、ありましたように変更契約を平成21年の5月の18日にやっているわけですから、指名停止期間を過ぎた後の契約となっているということで、これはこれで変更契約そのものは法的には問題はないと思っはいるんです。しかしながら、指名停止期間中の平成21年の1月に当該業者と話し合いを持ちながら工事をさせるための手続を進めたことは、考えてみれば適切な行為ではなかったのかもしれないというふうには思っております。

#### ◎副市長（長濱政治君）

不当利得として訴えることができるかどうかということだと思っはいますけども、この場でできるとか、できないとかということは申し上げにくいんですけども、もちろん弁護士と相談はしてみますけども、個人的にはできるだろうというふうには思っております。

#### ◎池間雅昭君

私は、市長はですね、行政のプロとして市民から負託されて市長に就任されました。行政は継続とはよく申しますけれども、やはり取捨選択というものはですね、きちっとやっていただきたいと思うんですね。今こういった指名停止期間中にそういった政策協議会を開いて、その問題のある業者と再契約しなさいと。それも新しい市長のご英断を仰ぎたいというふうなことまでですよ、私は非常に行き過ぎた行政行為だと思うんですね。そしたら、そういった報告がきちっと副市長にしろ、当時は副市長いないですから、市長に対してですね、報告されていれば、私はよもや行政のプロである市長がこういった変更契約をですね、考えるとは思わないんですね。

私が一番ここで言いたいのは、一連の行政行為というものを精査をして、そして亀濱玲子議員からもあったようにですね、この業者は本当に事業を担当する能力があったのかどうか。それも問題ない指名業者ならばいいかもしれませんが、物議を醸している方ですから、そういった方等のいろんなものをです

ね、執行能力も精査をしていく上でやるべきではなかったかなというふうなのが私の率直な気持ちであります。もしそういうふうなことにとらわれずにやっておけば、もっといい方法が見つかって早期着工ということが可能だったかもしれないというふうなことを考えますとですね、非常にこういった面ではもうちょっと精査すべきであったなというふうな気はしています。

一番肝心な点はですね、このお金はだれが責任を持って支払うんですか、だれに責任があるんですかということなんです。取れなかった場合、市民の税金を4,000万円弱も使うわけですから、取れなかった場合、どこに責任があるんですかということなんです。市民の一番大きな関心事はここなんです。ですから、取りますと、一生懸命頑張って取りますということは当然大事ですけども、野原の学童のようなことに陥った場合にどういうふうにするのかというのが私は一番大事なことだと思うんですね。ですから、この点について市長ですね、決意も含めながら明快に示していただきたいというふうに思います。

#### ◎市長（下地敏彦君）

なかなか現実的には難しい問題の提起でございます。代金全額回収できなかった場合はどうするかということに尽きると思いますけれども、当然回収できる方法について顧問弁護士と相談をいたしまして、まずは全額回収に努めるというふうにそれは努力をいたします。しかし、ご指摘のように、全額回収できなかった場合にどうするかという問題は依然として残ります。いろいろやってどうしてもだめだと、幾らか残ったということになれば、これは市の負担になるというふうに思いますけれども、法的にそれで本当にいいのかどうか、これはもっとね、弁護士と詰めてみなけりゃならないというふうに思っております。

#### ◎池間雅昭君

市長ですね、ぜひ頑張っていたきたい。これは、市民の血税を本当に無駄遣いされてね、業者が丸もうけみたいな形では、これは市民も本当に浮かばれないですよ。そういった不正な行政行為をきちっと今後は改めながら、そして職員に対してもね、市長が就任したときにおっしゃったように、信賞必罰を徹底していく。まさに綱紀肅正、これからはきちっとして下地市政がですね、市民の福祉、生活向上のために頑張っていくと、これを願ってどうぞこの問題の解決のためにはですね、誠心誠意、市民の立場に立って頑張っていたきたいと、そういうふうに思っております。

#### ◎上地博通君

確認をさせていただきたいと思いますので、市長の見解をお聞きしたいと思います。

今賠償金とか、そういう返還金についての額を監査委員のほうに申請してあるという話が出ています。しかし、これは話を聞きますと、一般職員と、それから特別職、市長である伊志嶺亮前市長のですね、とは全然違うと、分けて考えなければいけないという話になっております。職員のほうについては、監査委員が責任を持ってもちろん割り振りをするでしょう。しかし、今話をこれまで聞いていますと、市長に対して幾ら請求するかということは全く出ておりませんですね。これは、市長に対してですね、どういう請求の仕方になるのか。普通の請求を出して前市長が嫌だと言った場合には裁判闘争になるのかですね。これらについて民法上というのか、そういう裁判でどういう手続をとって前市長に請求が行われるのか、これをまたやる気があるのかどうなのかですね、この辺をまず確認をしたいと思います。

#### ◎市長（下地敏彦君）

法的に申し上げれば、前市長と前副市長に対する請求はできないと思います。残されたのは、道義的な

責任があるかどうかという形になるというふうに思っております。今監査委員に対してお願いしてありますのは、それぞれの市の職員でどれぐらいになるかと、個人個人のやつでどれぐらいになるかという確定をお願いしているわけです。全体が確定した中においてですね、これを全額職員だけにやらせるのか。その職員の最高指導、監督にある市長、副市長をどうするかという問題は、これはまた別の話であります。私の考えといたしましては、全体の額が確定した後、その中のどれぐらいを負担していただけるかどうかという相談を前市長、前副市長としなければならないというふうに思っています。おっしゃるように、もしそれを自分たちには法的責任がないというのであれば、それはできないと思います。ですから、それはこれから話し合いをしながら、どの程度できるかというものを詰めてまいりたいというふうに思っています。

#### ◎上地博通君

今の市長の見解を聞きますとね、前市長、前副市長には全くの責任はないというふうにとれるんですよ。これは、少し我々からすると、おかしなことになります。7,000万円余りじゃ全額職員に補償させるんですか。それが前市長、前副市長は一円もし嫌だと言った場合には責任がないと、補償も何もないということで無罪放免で、職員だけがこれを補償するということになると思うんですけども、それで市民は納得すると思います。この辺をですね、私はどうも判断が誤っているんじゃないかなと思うんですよ。これまでも話をしてきたとおり、その業者に対しても即座に裁判を起こしてでも、要するに裁判の提起をしてでもこの議案と一緒にですね、弁償させるというぐらいの強い意思がないと、こういうことできないと思うんです。これは、民法上、損害をこうむっているわけですから、前市長、前副市長に対しても裁判をしてでも取るというぐらいの決意が聞きたかったんですけども、そういうのはできないもんなんですか。もう一度お聞きしたいと思います。

#### ◎市長（下地敏彦君）

純粹に法律論を先程申し上げました。でも、現実にこれだけ大きな問題を起こしたわけですから、これは十分話し合いの余地は相手方にもあるというふうに思っております。いきなり訴訟してでもやるとかね、そういうふうな形じゃなくて、できるだけこの分は話し合いで応分の負担をしていただくという形をとりたいというふうに思っています。

#### ◎上里 樹君

単刀直入にお伺いいたします。

今度の議案は、いわゆる3,900万円余りその宮原の農地費の一般会計の補正をどうするかですよ。それが全当局が云々かんぬんと大分話が飛躍しているように私は感じますけども、いわゆる今度の契約をしたのは現市長のあなたですよ。市長が契約をしました。ですから、それがベターだという判断だったということで新聞にも報道されました。しかし、それが契約をしたけども、履行されなかったということなんですよ。ですから、私はまず第1にこの契約をした、そのことについて工事が履行されなかった責任はだれにあるのか、第1にお伺いします。

もう一つ、それから契約した主体、これもどこにあるのかですね。

それから、仕事はだれがやるのかですね。いわゆるまるで前任者、旧市政の責任のようないろいろ話もありました。話をわかりやすくしたいんで、契約したのは紛れもない新しい市長になってからの契約ですから、その仕事はだれがする責任があるのかというところですね、それをお伺いします。

それから、もう一つ、なぜ契約をしたのか。ベターだったと、適切だったという新聞の報道ありますけども、それをまずお聞きして、それからなぜ解約したかをお伺いします。

とりあえず以上。

◎市長（下地敏彦君）

契約したのは私ですから、当然のように結果としてこうなったのは私の責任であります。当たり前であります。ただし、こういうふうな経緯が出てきたという重大な責任はどこにあるかというふうなのは別の問題だということは十分ご認識をしていただいているものだと思います。私がやりたかったのは、受益農家に対してなるべく早く負担を除去してあげたいと、そういう一念でこれをしたということであります。ですから、なぜかと言われますと、なるべく早く工事をして農家の負担を軽減したい、そういう視点でもってこれまでやってきた業者に対してやらせるという形をとったということです。契約の解除については、当然やると言っていたのをやらなかったわけですから、早く解除して次の業者を探し、一日でも早く農家が安心して農業ができるように対処したいというふうなことで行ったわけであります。

◎上里 樹君

当然自分の責任だ、市長の責任だというお答えでした。それ当然だと思うんですね。ですから、確かにいろいろな経緯がその背後にあるんですけども、行政上は要するに新しい行政主体でやったわけですから、おっしゃるとおりなんですよ。新しい行政の責任です。ですから、それでいわゆる3カ月たって事の経緯が余りにも説明がなさ過ぎると思うんですよ。お聞きしていて、なぜ工事ができなかったのかが理解できないです。契約をしました。解除しましたと。それでは、なぜそうなったのかという説明が足りないと思うんですね。ですから、もう一度その3カ月の間何をしたのかお伺いします。

◎市長（下地敏彦君）

これまでも副市長がる日にちを追って何をしてきたというふうなものを細かく説明を今したと思います。これ以上にこの経過が説明せよと言われても、私どもは今まであるやつを全部説明をしてきたつもりであります。行政は、少なくとも継続して流れているわけです。前政権のやったことも踏まえながら、そして新しい政権としてどうすればより市民に、あるいは負担をかけずに、そして農家にどうやったら早く生活ができるかと、この2つを同時に満たせる方法は何かということを考えながらやっているつもりでございます。ぜひご理解を賜りたいと思います。

◎上里 樹君

るる説明したというご回答なんですけども、そのるる説明したという回答の後に本員からの質疑に対して適切ではなかったというお答えがありました。やっぱり精査が足りなかったという点は否めないと思うんですね。その点について本当に十分やるだけやったとおっしゃるのか、もう一度お伺いします。

それから、もう一点、7,000万円余りの監査請求やったという話を聞いて私はびっくりしていますけども、その7,000万円余りの根拠、内訳をお聞きします。

（議員の声あり）

◎上里 樹君

7,000万円余りの内訳。

（「補助金返還だということ」の声あり）

◎上里 樹君

だから、その内訳ですよ。

◎市長（下地敏彦君）

2点目のやつから先にいきましょう。国庫支出金分と加算金分です。これは、これまでも説明してきたと思いますので、そういうことであります。

行政はね、やっぱりね、続いているんですよ。それを完全に無視した形で物事を行うということは、現実的には非常に市民生活に対する影響というのは余りにも大き過ぎるというふうに思っております。なるべく市民に対して大きな影響がないように、そして市に対してもできるだけ負担が少なくなるようにということを考えながらやっているわけですから、適切で本当にこれが法律上ベストだったかと言われると、さっきから言っているように、ベストではないと。ベターな選択で、これで一応やらせていただいているということであります。

◎副市長（長濱政治君）

今回やったのは、請求したのはですね、5,900万円ぐらいですね。ただ、今度健康ふれあい公園の分の償還金と加算金、これもやる予定をしております、それを含めると7,000万円ということになります。全部読み上げてご説明いたしましょうか。宮原地区ほ場整備測量設計委託業務で返還額が5,936,374、それから宮原地区ほ場整備工事、これで53,857,266、宮原地区現場技術業務5,552,506、健康ふれあい公園管理用道路整備工事3,687,143、健康ふれあい公園遊歩道整備工事1,130,084、事務費分がありまして、420,889、トータル70,584,262になっております。

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終結いたします。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時10分）

再開します。

（再開＝午後零時40分）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

議案第62号、平成21年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 智君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

ただいま議決された議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本臨時会に付議された案件の審議は、終了いたしました。

よって、平成21年第5回宮古島市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

（閉会＝午後零時40分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成21年8月19日

宮古島市議会

議 長 下 地 智

議 員 富 永 元 順

” 亀 濱 玲 子